

論文 2026

本書は、令和 8 年の本試験で出題が予想されるテーマを精選した上、試験時間内に書き上げることができるよう答案例を簡潔にまとめた実践的な論文集です。

◎ 暗記用ダイジェスト編

- 法学論文・実務論文編の中から、試験に出やすい問題を更に厳選して、101 問掲載しています。
- 答案の要点だけをまとめ、ダイジェスト化することで、更に暗記がしやすくなっています。

法学論文・実務論文編の問題

法学論文・実務論文編の中論文から、特に重要な問題をセレクトしました。

憲法 01

肖像権、自己情報コントロール権

出題率ランク

警部補	3 位
警部	1 位

問題

全国各地の道路には N システムと呼ばれる自動車ナンバー自動読取システムが設置されている。これは、道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両を捉えて撮影し、そこで得られた当該車両の走行情報（特定の車両が一定方向に向けて特定地点を通過したというもの。）を端末装置に内蔵されたコンピュータで高速処理し、自動車登録番号の文字データのみを抽出し、これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合するものであり、自動車使用犯罪発生時において被疑者車両を速やかに捕捉して、被疑者を検挙する等のために使用されている。当該データは一定期間各警察で保存された後に消去されている。また、N システムでは搭乗者の容貌・姿態が撮影された画像が最終的に記録・保存されることはない。

N システムが肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものかどうかについて述べなさい。

よく出る問題ダイジェスト

暗記用ダイジェスト [答案例 P148]

- 肖像権

自らの容貌や姿態を、**みだりに**撮影されたり、録画されたりしない権利をいい、憲法 13 条の**幸福追求権**の 1 つとして保障される
- 自己情報コントロール権

憲法 13 条による個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によって**みだりに**私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由をいう
- 制約

いずれも**公共の福祉**による制約を受け、目的の**正当性**、手段の**相当性**等により許容される範囲であるかどうか判断される
- 事例の検討

以下の検討から肖像権及び自己情報コントロール権に反しない

 - (1) 犯人検挙と被害回復という目的は**正当**である
 - (2) 撮影画像は記録・保存されず、一定期間後に消去される上、各警察で管理されており、手段も**相当**である

要点をダイジェスト化

答案の分量を約 50 % 減量し、暗記しやすいようにしました。

046

◎ 法学論文・実務論文編

- 法学 & 実務でたっぷり 238 問掲載しています。
- 試験時間内で書けるよう、中論文は見開き 2 ページ、簡記は 1 ページに収めました。

厳選された問題

問題は、試験で出題される可能性の高いものを近年の傾向等から厳選しています。

重要語句を太字に

重要語句は太字になっているので、覚えるべき箇所が分かりやすくなっています。

101
ダイジェスト P046

肖像権、
自己情報コントロール権

出題率ランク
筆記編 3位
簡記編 1位

問題

全国各地の道路にはNシステムと呼ばれる自動車ナンバー自動読取システムが設置されている。これは、道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえて撮影し、そこで得られた当該車両の走行情報（特定の車両が一定方向に向けて特定地点を通過したというもの。）を端末装置に内蔵されたコンピュータで高速処理し、自動車登録番号等の文字データのみを抽出し、これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手記車両のデータとを自動的に照合するものであり、自動車使用犯罪発生時において被疑者車両を速やかに捕捉して、被疑者を検挙する等のために使用されている。当該データは一定期間各警察で保存された後に消去されている。また、Nシステムでは搭乗者の容貌・姿勢が撮影された画像が最終的に記録・保存されることはない。
Nシステムが肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものかどうかについて述べなさい。

答案作成上のポイント

無断で撮影することは肖像権、自己情報コントロール権の侵害に当たり、許されるものであるかどうかを説明する。

答案例

ダイジェストはP046を！

1 結論

Nシステムは肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものではない。

2 肖像権

(1) 意義

自らの容貌や姿勢を、みだりに撮影されたり、録画されたりしない権利をいう。判例上、肖像権と明示したわけではないが、憲法13条の幸福追求権の1つとして保障される。

(2) 制約

正当な理由なく、個人の容貌等を撮影するとは許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、制限を受ける場合がある。正当な目的の下、その方法も相当とされる範囲内であれば許される。

3 自己情報コントロール権

(1) 意義

憲法13条は、国民の私生活上の自由が警察権等の公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、この個々の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由を有する。

(2) 制約

公共の福祉のために必要がある場合には、相当の制約を受ける。当該情報の性質、利用の目的、方法の正当性等を総合して判断する。

4 事例の検討

(1) 肖像権について

Nシステムは犯人の検挙や被害回復を早期に図るために導入されているものであり、その目的は正当である。
また、Nシステムにより、搭乗者の容貌・姿勢が撮影されたとしても、それは一時的なものであり、最終的に記録も保存もされないものであるから、人間が視覚的に認識することはできなくなっているところ、その方法も相当といえる。したがって、肖像権を侵害しているとはいえない。

(2) 自己情報コントロール権について

走行車両の情報が大量に収集されると、当該車両の使用者の行動が一定程度推認し得るため、制限なくその走行の情報を収集することは認められない。
もっとも、前記(1)のとおり、Nシステムの目的は正当なものであるし、各都道府県警察で管理も適切にされ、一定期間後は消去されることから、大量に集積されるおそれもない。
したがって、自己情報コントロール権を侵害するものではない。

論文2026 / 149

「書くべきこと」を掲載

答案作成上のポイントでは、答案に書くべきポイントを掲載しました。これを一読すれば、何を書くべきかが分かります。

試験でそのまま書ける

試験時間内で書くことのできる実践的な答案例です。

／ 論文2026 / 003

論文2026



階級別出題ランキング BEST3
P.013



暗記用ダイジェスト
P.045



法学論文・実務論文編
P.147

階級別出題ランキング BEST3

巡査部長	014
警部補	024
警部	034

暗記用ダイジェスト

憲法	046
行政法	051
刑法	059
刑事訴訟法	073
総務・警務	089
生活安全	096
地域	106
刑事	113
交通	128
警備	138
サイバー	143

◇ は簡記問題を表しています。

法学論文・実務論文編

憲法 147

01 肖像権、自己情報コントロール権	148
02 情報収集とプライバシー権	150
03 法の下の平等	152
04 政教分離の原則	154
05 名誉感情と表現の自由	156
06 被疑者の権利	158
07 住居の不可侵	160
08 不利益供述と呼気検査	162
◇ 09 外国人の人権	164
◇ 10 公務員の人権	165
◇ 11 報道・取材の自由と犯罪捜査	166
◇ 12 遡及処罰の禁止と一事不再理の原則	167
◇ 13 衆議院の優越	168
◇ 14 国会議員の特権	169

行政法 ————— 171

01 管轄区域外における職権行使	172
02 職務質問	174
03 自動車検問	176
04 保護	178
05 避難等の措置	180
06 犯罪の予防・制止	182
07 立入り	184
08 武器の使用	186
09 懲戒処分	188
10 国家賠償責任	190
◇ 11 警察の責務	192
◇ 12 都道府県公安委員会	193
◇ 13 苦情申出制度	194
◇ 14 警察署協議会	195
◇ 15 凶器捜検	196
◇ 16 地方公務員の服務上の義務	197
◇ 17 行政処分の取消し、撤回、無効	198
◇ 18 行政強制	199
◇ 19 不利益処分	200

刑 法 ————— 201

01 不作為犯	202
02 中止未遂	204
03 正当防衛	206
04 錯誤	208
05 共謀共同正犯	210
06 共犯と身分犯	212
07 公務執行妨害罪	214
08 逃走の罪	216
09 放火罪	218
10 死体遺棄罪	220
11 虚偽公文書作成罪	222
12 不同意性交等罪	224
13 建造物侵入罪	226
14 同時傷害の特例	228
15 窃盗罪	230
16 詐欺罪	232
17 電子計算機使用詐欺罪	234
18 恐喝罪	236
19 業務上横領罪	238

20	建造物等損壊罪と器物損壊罪の違い	240
21	間接正犯	242
22	結果的加重犯	243
23	観念的競合	244
24	責任能力	245
25	不能犯	246
26	性犯罪に係る令和5年刑法等の改正	247
27	略取・誘拐罪（刑法224条～226条）	248
28	賭博罪とオンラインカジノの処罰	249
29	特別公務員暴行陵虐罪	250
30	自殺関与罪・同意殺人罪	251
31	逮捕・監禁罪	252
32	保護責任者遺棄罪	253
33	侮辱罪の法定刑の引き上げ	254
34	不法領得の意思	255
35	窃盗罪と詐欺罪の擬律判断	256
36	事後強盗罪	257
37	単純横領罪	258
38	背任罪	259
39	盗品等に関する罪	260
40	公用文書等毀棄罪	261

刑事訴訟法

263

01	接見交通	264
02	弁護人選任権	266
03	インターネット上の名誉毀損に係る告訴期間	268
04	自首	270
05	逮捕の種別 (1)	272
06	逮捕の種別 (2)	274
07	緊急逮捕における逮捕状の請求	276
08	別件逮捕・勾留と取調べ	278
09	逮捕後の手続	280
10	実質的逮捕と自白の証拠能力	282
11	強制処分と任意処分	284
12	令状による捜索・差押え	286
13	GPS 捜査	288
14	令状執行中の立会いと令状提示	290
15	逮捕するための被疑者の捜索	292
16	令状によらない捜索・差押え	294
17	領置	296
18	還付	298
19	自白の補強証拠の範囲	300

20 違法収集証拠	302
◇ 21 司法警察員の権限	304
◇ 22 被疑者国選弁護制度	305
◇ 23 弁護士会への通知義務	306
◇ 24 告訴不可分の原則	307
◇ 25 軽微犯罪と逮捕	308
◇ 26 現行犯逮捕	309
◇ 27 逮捕状の緊急執行	310
◇ 28 引致	311
◇ 29 逮捕状に代わるものの交付請求	312
◇ 30 おとり捜査	313
◇ 31 公訴時効	314
◇ 32 女子に対する身体捜索	315
◇ 33 強制採尿	316
◇ 34 伝聞法則	317
◇ 35 略式手続	318

総務・警務 ————— 319

01 留置管理業務の概要	320
02 被留置者に対する適正な処遇	322
03 ワークライフバランス	324
04 遺失・拾得	326
05 警察安全相談	328
06 犯罪被害者等支援	330
07 被疑者取調べ監督の実施	332
08 情報セキュリティ対策	334
09 社会情勢に応じた警察官の採用募集	336
◇ 10 遺失届の受理	338
◇ 11 犯罪被害給付制度	339
◇ 12 若手警察官の早期育成	340
◇ 13 メンタルヘルス対策	341

生活安全 ————— 343

01 安全・安心まちづくりの推進	344
02 子供対象・暴力的性犯罪の出自者による再犯防止措置	346
03 防犯情報の提供の推進	348
04 効果的な犯罪防止に向けた取組	350
05 万引き防止対策	352
06 通学路等における子供の安全確保のための対策	354
07 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案	356
08 人身安全関連事案の対処に係る留意事項	358

09	ストーカー加害者等に対する新施策	360
10	児童虐待への対応	362
11	福祉犯の取締り	364
12	行方不明事案の対応	366
13	令和7年施行の改正風営法	368
14	生活経済事犯対策の推進	370
15	銃刀法の改正	372
16	特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知	374
17	保護	375
◇ 18	認知症に係る行方不明者発見活動	376
◇ 19	精神保健福祉法に基づく警察官通報	377
◇ 20	私事性的画像記録	378
◇ 21	自動車盗の未然防止対策	379
◇ 22	少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影	380
◇ 23	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止	381
◇ 24	刃物の携帯禁止	382

地 域 ————— 383

01	街頭活動の強化	384
02	殉職・受傷事故防止	386
03	巡回連絡	388
04	職務質問	390
05	交番・駐在所連絡協議会	392
06	初動警察活動	394
07	緊急配備	396
08	緊急走行	398
09	雑踏警備	400
10	通信指令	402
◇ 11	地域警察運営規則の改正	404
◇ 12	職務質問妨害事案	405
◇ 13	簡易書式例対象事件	406
◇ 14	110番映像通報システム	407
◇ 15	交番相談員	408

刑 事 ————— 409

01	再被害防止	410
02	適正捜査の推進	412
03	捜査資料の厳格な管理等	414
04	防犯カメラに係る捜査要領	416
05	告訴・告発の適正な取扱い	418
06	取調べの録音・録画	420

07 窃盗事件の検挙向上	422
08 金属盗対策	424
09 人質立てこもり事件に係る初動捜査要領	426
10 被害者の心情に配慮した性犯罪捜査	428
11 匿名・流動型犯罪グループ対策	430
12 選挙違反の取締り	432
13 薬物対策の推進	434
14 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング罪	436
15 現場保存	438
16 DNA 型鑑定	440
◇ 17 写真面割	442
◇ 18 仮装身分捜査実施要領	443
◇ 19 被害届の受理	444
◇ 20 捜査の基本の徹底	445
◇ 21 暴力団員の社会復帰対策	446
◇ 22 犯罪収益対策の推進	447
◇ 23 疑わしい取引情報活用に応じた留意事項	448
◇ 24 構造的不正事件の端緒情報の収集	449
◇ 25 立証三原則	450

交通 451

01 交通安全教育	452
02 令和 6 年 5 月公布の改正道交法	454
03 安全運転管理者制度	456
04 歩行者優先と正しい横断の徹底	458
05 大規模災害に伴う交通規制	460
06 特定小型原動機付自転車	462
07 マイナンバーカードと運転免許証の一体化	464
08 申請によるサポートカー限定条件の付与	466
09 交通事故抑止に資する交通指導取締り	468
10 放置違反金制度	470
11 飲酒運転周辺者三罪	472
12 飲酒検知拒否罪	474
13 ひき逃げ事件捜査	476
14 危険運転致死傷罪	478
◇ 15 交通事故抑止対策	480
◇ 16 緻密かつ適正な捜査	481
◇ 17 運転免許の効力の仮停止	482
◇ 18 道路使用許可	483
◇ 19 高齢運転者対策	484
◇ 20 認知機能検査	485
◇ 21 交通反則通告制度	486

警 備

487

01 警備情報活動	488
02 警備犯罪捜査	490
03 日本共産党	492
04 オウム真理教	494
05 極左暴力集団	496
06 経済安全保障等に関する取組	498
07 国際テロ対策	500
08 警護	502
09 災害警備活動	504
◇ 10 ローン・オフエンダー等対策	506
◇ 11 右翼運動	507
◇ 12 公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底	508
◇ 13 不法滞在者等の取締り	509
◇ 14 警衛	510

サイバー

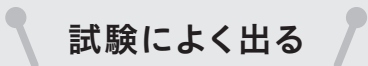
511

01 近年におけるサイバー空間をめぐる脅威情勢と警察の取組	512
02 サイバー事案と重大サイバー事案	514
03 事業者へのランサムウェア被害防止に係る広報事項	516
04 サイバー犯罪捜査上の留意事項	518
05 サイバー攻撃対策	520
06 サイバー危害防止措置執行官による措置に係る警職法改正	522
07 対処能力の強化に向けたサイバー人材の確保・育成方策	524
◇ 08 警察と能動的サイバー防御	526
◇ 09 デジタルフォレンジック	527
◇ 10 リモートアクセスにおける留意事項	528
◇ 11 電磁的記録提供命令	529
◇ 12 電子計算機損壊等公務執行妨害罪等	530
◇ 13 不正指令電磁的記録に関する罪	531

管 理

533

01 身上把握・指導	534
02 非違事案防止	536
03 ハラスメントの防止対策	538
04 リカバリー教養	540
05 良好な職場環境の構築	542



試験によく出る

階級別 出題ランキング

Best 3

論文試験出題テーマランキング上位 Best 3 を、階級ごとに科目別にまとめました。最優先で学習するテーマの目安としていただければと思います。

なお、「管理」に関しては、本書では掲載問題数が少ないこと、警察公論令和 8 年 4 月号付録「管理論文 2026」で特集を組むことから、本書では Best 3 の掲載を見送っております。

また、「サイバー」に関しては、単独の科目として出題されている都道府県がまだ少ないため、「生活安全」「警備」のページで傾向をご確認ください。



巡査部長 憲法

出題ランキング Best 3

 **Best 1** > 被疑者の権利

 **Best 2** > 逮捕における令状主義

 **Best 3** > 住居の不可侵

Best 1 → 被疑者の権利ではココをチェック！

法定手続の保障、不当に逮捕されない権利等の、憲法に定められた被疑者の人権保障を正確に挙げられるようにしましょう。

Best 2 → 逮捕における令状主義ではココをチェック！

逮捕における令状主義の考え方を論述できるようにしましょう。特に緊急逮捕の合憲性は頻出テーマです。

Best 3 → 住居の不可侵ではココをチェック！

検視のための立入りや、警職法上の立入りと住居の不可侵の関係について論述させる問題が頻出です。

ベスト 3 以外ではココもチェック！

自白や、憲法改正についても注意しましょう。

暗記用

ダイジェスト

法学論文・実務論文編の問題の中で試験に頻出の問題をセレクトし、記憶喚起の助けになるよう答案の骨組み部分(重要部分)をダイジェストにしました。まずはダイジェストを覚え、そこに内容を肉付けしていくと、効率よく勉強が進みます。

肖像権、
自己情報コントロール権

出題率ランク

警部補 3位

警部 1位

問題

全国各地の道路にはNシステムと呼ばれる自動車ナンバー自動読取システムが設置されている。これは、道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえて撮影し、そこで得られた当該車両の走行情報（特定の車両が一定方向に向けて特定地点を通過したというものを。）を端末装置に内蔵されたコンピュータで高速処理し、自動車登録番号標の文字データのみを抽出し、これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合するものであり、自動車使用犯罪発生時において被疑者車両を速やかに捕捉して、被疑者を検挙する等のために使用されている。当該データは一定期間各警察で保存された後に消去されている。また、Nシステムでは搭乗者の容貌・姿態が撮影された画像が最終的に記録・保存されることはない。

Nシステムが肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものかどうかについて述べなさい。



暗記用ダイジェスト [答案例はP148]

1 肖像権

自らの容貌や姿態を、みだりに撮影されたり、録画されたりしない権利をいい、憲法13条の幸福追求権の1つとして保障される

2 自己情報コントロール権

憲法13条による個人の私生活上の自由の1つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由をいう

3 制約

いずれも公共の福祉による制約を受け、目的の正当性、手段の相当性等により許容される範囲であるかどうか判断される

4 事例の検討

以下の検討から肖像権及び自己情報コントロール権に反しない

- (1) 犯人検挙と被害回復という目的は正当である
- (2) 撮影画像は記録・保存されず、一定期間後に消去される上、各警察で管理がされており、手段も相当である

法学論文・実務論文編

憲 法

01 肖像権、 自己情報コントロール権	148
02 情報収集とプライバシー権	150
03 法の下の平等	152
04 政教分離の原則	154
05 名誉感情と表現の自由	156
06 被疑者の権利	158
07 住居の不可侵	160
08 不利益供述と呼気検査	162
◇ 09 外国人の人権	164
◇ 10 公務員の人権	165
◇ 11 報道・取材の自由と犯罪捜査	166
◇ 12 遡及処罰の禁止と 一事不再理の原則	167
◇ 13 衆議院の優越	168
◇ 14 国会議員の特権	169

肖像権、
自己情報コントロール権

出題率ランク

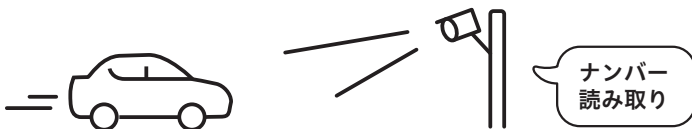
警部補 3位

警部 1位

問題

全国各地の道路上にはNシステムと呼ばれる自動車ナンバー自動読取システムが設置されている。これは、道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえて撮影し、そこで得られた当該車両の走行情報（特定の車両が一定方向に向けて特定地点を通過したというもの。）を端末装置に内蔵されたコンピュータで高速処理し、自動車登録番号標の文字データのみを抽出し、これを通信回線で各都道府県警察の警察本部に設置された自動車ナンバー照合装置に送り、自動車ナンバー照合装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合するものであり、自動車使用犯罪発生時において被疑者車両を速やかに捕捉して、被疑者を検挙する等のために使用されている。当該データは一定期間各警察で保存された後に消去されている。また、Nシステムでは搭乗者の容貌・姿態が撮影された画像が最終的に記録・保存されることはない。

Nシステムが肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものかどうかについて述べなさい。



\ 答案作成上のポイント /

無断で撮影することは肖像権、自己情報コントロール権の侵害に当たり、許されるものであるかどうかを説明する。

答案例



..... ダイジェストはP046を！

1 結論

Nシステムは肖像権及び自己情報コントロール権を侵害するものではない。

2 肖像権

(1) 意義

自らの容貌や姿態を、みだりに撮影されたり、録画されたりしない権利をいう。判例上、肖像権と明示したわけではないが、憲法13条の幸福追求権の1つとして保障される。

(2) 制約

正当な理由なく、個人の容貌等を撮影することは許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、制限を受ける場合がある。正当な目的の下、その方法も相当とされる範囲内であれば許容される。

3 自己情報コントロール権

(1) 意義

憲法13条は、国民の私生活上の自由が警察権等の公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、この個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由を有する。

(2) 制約

公共の福祉のために必要がある場合には、相当の制約を受ける。当該情報の性質、利用の目的、方法の正当性等を総合して判断する。

4 事例の検討

(1) 肖像権について

Nシステムは犯人の検挙や被害回復を早期に図るために導入されているものであり、その目的は正当である。

また、Nシステムにより、搭乗者の容貌・姿態が撮影されたとしても、それは一時的なものであり、最終的に記録も保存もされないものであるから、人間が視覚的に認識することはできなくなっているところ、その方法も相当といえる。

したがって、肖像権を侵害しているとはいえない。

(2) 自己情報コントロール権について

走行車両の情報が大量に収集されると、当該車両の使用者の行動が一定程度推認し得るため、制限なくその走行の情報を収集することは認められない。

もっとも、前記(1)のとおり、Nシステムの目的は正当なものであるし、各都道府県警察で管理も適切にされ、一定期間後は消去されることから、大量に集積されるおそれもない。

したがって、自己情報コントロール権を侵害するものではない。
